

## 第7章 第5章及び第6章の意見についての 事業者の見解

## 第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

### 7.1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

第5章で示したとおり“環境の保全の見地からの意見”の提出はありませんでした。

### 7.2 知事意見に対する事業者の見解

第6章で示した“知事意見”に対する事業者の見解は、表 7-1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 7-1-1(1) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
1	全般的事項	
1.	(1)事業計画について 計画地周辺には住居及び学校等が近接していることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)に当たっては、周辺への環境影響に十分に配慮した計画とすること。	事業の実施にあたっては、近接する住居及び学校において騒音の現地調査地点及び予測地点を設定し評価するなど、周辺への環境影響の低減に十分に配慮した計画としました。
2.	(2)工事中の環境影響の予測及び評価について 新粗大ごみ処理施設の工事中の環境影響の予測及び評価に当たっては、新粗大ごみ処理施設の供用及び既存施設(東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設)の解体工事に伴う環境影響についても考慮すること。	工事中の環境影響については、工事に伴う環境影響のピーク時期を予測対象時期として設定し、その時期に稼働している施設の稼働に伴う環境影響を重ね合わせて、予測及び評価を実施しました。
3.	(3)埋設廃棄物について 埋設廃棄物を区域外に拡散しない計画としているが、最大限安全側に配慮して、想定される環境影響について再検討し、必要に応じて調査、予測及び評価の項目を追加すること。	埋設廃棄物に関連して、調査計画書に記載しましたとおり、「地下水の水質」、「土壌」及び「廃棄物」において、埋設廃棄物を考慮して予測及び評価を実施しました。
2	調査、予測及び評価について	
4.	(1)大気質 新粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生が想定されるため、存在・供用時においても粉じんの項目の調査、予測及び評価を行うこと。	存在・供用時の環境影響評価項目として、新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの影響を追加し、調査、予測及び評価を実施しました。
5.	(2)低周波音 新施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として「低周波音問題対応の手引書」における参照値を用いているが、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値ではないので、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された科学的知見に基づいて評価すること。	新施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された「低周波音の感覚閾値(ISO-7196)」及び「建具のがたつき閾値」を用いて、予測及び評価を実施しました。

表 7-1-1(2) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
6.	<p>(3)大気質、騒音、振動                      工事中の環境影響の予測については、建設機械の稼働台数や資材運搬等の走行車両の台数が最大となる時期ではなく、各項目の総排出量が最大となると想定される時期とすること。</p>	<p>工事中の環境影響については、大気質は予測項目毎の総排出量が、騒音はパワーレベルの合成値が、振動は基準点振動レベルの合成値が、それぞれ最大となる時期を予測時期として設定し、予測及び評価を実施しました。</p>
7.	<p>(4)騒音、低周波音                      既存施設の稼働を鑑みて、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法による工場・事業場騒音を、調査項目に追加すること。</p>	<p>騒音の調査については、既存施設の稼働を考慮して、「工場・事業場騒音」を追加し、「環境騒音」と区別するとともに、対象事業実施区域敷地境界の4地点については、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法により現地調査を実施しました。</p>
3 環境保全措置について		
8.	<p>(1)大気質                      既存施設の解体にあたっては、ダイオキシン類やアスベストなどの有害物質の飛散のないよう十分な対策を講じた上で実施すること。また、解体時には大気質のモニタリングを実施すること。</p>	<p>既存施設の解体工事に当たって、ダイオキシン類やアスベスト等の有害物質が飛散することのないよう十分な対策を講じるよう計画してまいります。                      また、解体工事時には、ダイオキシン類及びアスベスト等の有害物質のモニタリングを実施するよう計画してまいります。</p>
9.	<p>(2)水質                      計画地周辺の河川及び地下水の水質については、現状で環境基準を超過している項目があることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)において、周辺環境への影響が最小限となるよう十分な対策を講じた計画とすること。</p>	<p>供用時の排水及び工事中の地下水排水については、周辺の公共用水域には排水せず、公共下水道に放流する計画に変更します。                      工事中の雨水排水については、周辺環境への影響が最小限となるよう、仮設沈砂池を設置する等の環境保全措置を実施します。</p>